

2019/05/09 13:48 現在の情報です。

これは閉鎖された登記簿です。

大阪市北区堂島浜一丁目1番8号
ラポール株式会社

会社法人等番号	1201-01-043325	
商号	ラポール株式会社	
本店	大阪市北区堂島浜一丁目1番8号	
公告をする方法	官報に掲載する。	
会社成立の年月日	平成5年2月1日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 家具および室内装飾品・屋外装飾品の売買 2. 装身具・服飾品の売買 3. 日用雑貨品・化粧品・石鹸・香料・文房具の売買 4. カタログ通信販売業務および印刷物の企画・作成業務 5. 物流センターの管理運営および配送業務 6. 各種イベント、展示会、キャンペーン等販売促進に関する行事の企画、立案、会場設営、実施運営作業の請負業務 7. 屋外ディスプレイ、インテリア資材及び室内装飾品の企画、制作、販売及び取付工事 8. 室内装飾品・家具・インテリア雑貨製品の企画・製造・仕入・店舗販売、インターネット等による通信販売業務、卸並びに輸出入貿易業 9. 前記各号に付帯する一切の業務 	
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 家具および室内装飾品・屋外装飾品の製造・販売 2. 装身具・服飾品の販売 3. 日用雑貨品・化粧品・石鹸・香料・文房具の製造・販売 4. カタログ通信販売業務および印刷物の企画・作成業務 5. 物流センターの管理運営および配送業務 6. 各種イベント、展示会、キャンペーン等販売促進に関する行事の企画、立案、会場設営、実施運営作業の請負業務 7. 屋外ディスプレイ、インテリア資材及び室内装飾品の企画、制作、販売及び取付工事 8. 室内装飾品・家具・インテリア雑貨製品の企画・製造・仕入・店舗販売、インターネット等による通信販売業務、卸並びに輸出入貿易業 9. 前記各号の業務にかかわるコンサルティングおよび情報収集、情報提供サービス業務 10. 前記各号に関する顧客の仲介、斡旋業務 11. 前記各号に付帯する一切の業務 <p style="text-align: right;">平成28年 1月29日変更 平成28年 2月12日登記</p>	
発行可能株式総数	9万6000株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 1万890株	
	発行済株式の総数 1万1290株	平成27年 8月31日変更 ----- 平成27年10月30日登記
	発行済株式の総数 1万1630株	平成27年 9月30日変更 ----- 平成27年10月30日登記
資本金の額	金1億5287万5000円	
	金1億6287万5000円	平成27年 8月31日変更 ----- 平成27年10月30日登記
	金1億7137万5000円	平成27年 9月30日変更 ----- 平成27年10月30日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには取締役会の承認を得なければならない。	
株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社本店証券代行部	

役員に関する事項	取締役	鈴木 忍	平成26年 5月31日重任	
	取締役	鈴木 忍	平成28年 1月29日重任 平成28年 2月12日登記	
	取締役	今泉 大輔	平成26年 5月31日重任 平成27年 8月26日辞任 平成27年10月30日登記	
	取締役	下木原 誠	平成26年 5月31日重任	
	取締役	下木原 誠	平成28年 1月29日重任 平成28年 2月12日登記	
	取締役	麻生 充孝	平成26年 5月31日就任 平成27年 8月26日辞任 平成27年10月30日登記	
	取締役	羽田 雅弘	平成27年 4月24日就任	
	取締役	羽田 雅弘	平成28年 1月29日重任 平成28年 2月12日登記	
	神奈川県川崎市川崎区小田二丁目5番8号渡辺ビル302 代表取締役	鈴木 忍	平成26年 5月31日重任	
	神奈川県川崎市川崎区小田二丁目5番8号渡辺ビル302 代表取締役	鈴木 忍	平成28年 1月29日重任 平成28年 2月12日登記	
	監査役	丸田 三之	平成26年 5月31日重任	
	支店	1 東京都港区六本木四丁目2番45号		
	新株予約権	<p>第1回新株予約権 新株予約権の数 2000個（新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株とする。ただし、新株予約権の目的である株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式2000株</p> <p>なお、募集新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）以降、当社が株式分割（株式の無償割当を含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。</p> $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$ <p>また、割当日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める株式数の調整を行う。</p> <p>募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨募集新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株</p>		

予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額（以下、「行使価額」という。）に新株予約権1個当たりの目的である株式の数に乗じた価額とする。
 行使価額は3万5000円とする。
 なお、割当日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日以降、当社が時価を下回る価額で当社株式につき、新株を発行または自己株式を処分（新株予約権の行使の場合を除く。）するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、次の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいうものとし、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に読み替えるものとする。

$$\text{調整後} = \frac{\text{調整前} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行1株あたりの株式数} \times \text{払込金額}}{\text{新規発行前の株価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、割当日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

新株予約権を行使することができる期間
 平成29年5月1日から平成37年3月31日まで

- 新株予約権の行使の条件
- i. 募集新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、定年退職その他当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
 - ii. 新株予約権者が死亡した場合、相続人による新株予約権の行使は認めない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- i. 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議（取締役会設置会社でない場合は、取締役の過半数の同意）がなされた場合には、取締役会が別途定める日（取締役会設置会社でない場合は、取締役の過半数の同意により別途定める日）に、新株予約権を無償で取得することができる。
- ii. 当社は、新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」に定める規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、取締役会が別途定める日（取締役会設置会社でない場合は、取締役の過半数の同意により別途定める日）に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社
登記記録に関する事項	平成27年4月24日大阪府和泉市伏屋町四丁目9番33号から本店移転 平成27年5月18日登記
	平成28年1月29日東京都港区西新橋二丁目18番2号に本店移転 平成28年2月23日登記 平成28年2月23日閉鎖

*下線のあるものは抹消事項であることを示す。